

様式第1号(第5条第1項関係)

令和8年4月3日 8.4.-3



鳥羽市議会議長

河村 孝 様

住 所 鳥羽市安楽島町
議員名 尾崎 幹

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

鳥羽市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項に基づき、次のとおり政務活動費収支報告書を提出します。

1 収 入 政務活動費 156,000円

2 支 出

(単位:円)

科目	金 額	備 考
調査研究費	120,776	視察(東京ビッグサイト(防災関連商品新作展示会)、渋谷キューズ、愛知県愛西市議会・静岡県伊豆市 産業部観光商工課)
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費	35,224	国への国土調査費の陳情
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務費		
合計	156,000	

3 残 額 0円

支 出 伝 票

使途項目	調査研究 費
支 出 金 額	47,810 円
支出年月日	令和8年2月5日（木）～6日（金）
使 途 内 容	視察 ・東京ビッグサイト 防災関連商品新作展示会 ・東京都 渋谷キューズ
領収書・その他証拠書類	
☒ 裏面添付 視察先、内容等は様式3 視察研修報告書を添付 ＜視察にかかった経費＞ お土産代 1,100円	
支 出 先	宿泊施設、公共交通機関、株式会社JR東海リテイリング・プラス
按 分 率 等	
備 考 欄	

研 修 視 察 旅 費 伝 票

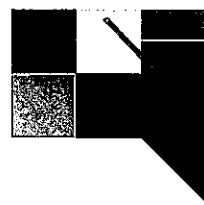
報 告 者	尾崎 幹					
視 察 者 氏 名	尾崎 幹					
視 察 先	5日：東京ビッグサイト 防災関連商品新作展示会 6日：東京都 渋谷キューズ					
視 察 日	令和 8 年 2 月 5 日 ～ 8 年 2 月 6 日					
概 算 額	精 算 額		差 引 額			
46,710 円	46,710 円		0 円			
発 着	路 程	路 線	運 賃	特別急行 料金	日 当	宿泊料
鳥羽 ～ 名古屋	120.3 km	近鉄	2,070 円	1,340 円	2,000 円 × 2 日	12,000 円 × 1 夜
名古屋 ～ 品川	359.2 km	JR 往路・閑散期	6,380 円	4,720 円		
品川 ～ 名古屋	359.2 km	JR 復路・通常期	6,380 円	4,920 円		
名古屋 ～ 鳥羽	120.3 km	近鉄	2,070 円	1,340 円		
品川 ～ 大崎	2.0 km	JR (往復)	300 円	円		
大崎 ～ 国際 展示場	8.7 km	りんかい線 (往復)	680 円	円		
品川 ～ 渋谷	7.2 km	JR (往復)	360 円	円		
概 算 額			18,240	12,320	4,000	12,000
精 算 額			18,240	12,320	4,000	12,000
旅 費 合 計	46,710 円					

(鳥羽発着 150 円)

視察研修報告書

8年4月3日

日 時	令8年2月5日 水 12時40分～16時10分
氏 名	尾崎 幹
視 察 名	東京ビックサイト(防災関連商品新作展示会)と 地方自治団体の取り組み
視 察 先	東京国際展示場(東京ビックサイト)
説 明 者	尾崎 幹
目的・内容	行政、団体、個人で取り組める商品 新作展示会に、災害にやくに立つ商品 準備えることの出来る商品新作 各地方自治団体の商品開発、 「キタ商品展」2800社の展示品 視察を行いました。
成果・所感	年々、進化する、防災商品、また、 各都道府県の活性化作などが 見れ、鳥羽市においても執行部に交 したの紹介、提言、が出来ました。 知事は見習うべきだと思います。 今回視察で企業との接点が必要と感じた。



視察研修報告書

8年4月3日

日 時	令和8年2月6日(金) 11時00分～15時30分
氏 名	尾崎 幹
視 察 名	ITをつかり 企業と自治体マッチング現場
視 察 先	東京渋谷「キューズ」
説 明 者	尾崎 幹
目的・内容	各自治体と企画、企業の取り組み、 (古いの感性)、物事の本質を探究し、常に古いを続けること、新しい価値につながる原点を古い、出会い、磨き、 社会を変えていく力の創造を学びました。
成果・所感	全国各地の自治体と企業との 取り組みを視察しました。 本当に社会が変わる、変えていくことが 行政の仕事と学びました。

2026年 2月 5日(木)

領 収 書 様

尾崎 幹

¥1,100-

赤福もろ

上記正に領収しました(消費税等

¥81-を含みます)

但し(

株式会社 J R 東海リテイリング・プラス
愛知県名古屋市中村区名駅三丁目22番8号

□クレジット決済

PLUSTA Gift 名古屋中央
TEL 050-1792-3868

※財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

0005-3337-2545

支 出 伝 票

使 途 項 目	調査研究 費
支 出 金 額	72,966 円
支出年月日	令和8年2月16日（月）～18日（水）
使 途 内 容	視察（愛知県愛西市議会・静岡県伊豆市産業部観光商工課）
領収書・その他証拠書類	
☒ 裏面添付 視察先、内容等は様式3 視察研修報告書を添付	
＜視察にかかった経費＞ ・レンタカー代 25,300円 ※2月16日（月）8時～2月18日（水）8時まで ・有料道路代 400円 ・ガソリン代（レンタカー） 6,330円 ・お土産代 6,976円	
支 出 先	宿泊施設、株式会社トヨタレンタリース三重、静岡県道路公社、セルフ伊東ルート135SS、エネジェット鳥羽SS、鮮魚丸仙、プランカ鳥羽本店
按 分 率 等	
備 考 欄	

研 修 視 察 旅 費 伝 票

報 告 者	尾崎 幹					
視 察 者 氏 名	尾崎 幹					
視 察 先	愛知県愛西市議会・静岡県伊豆市産業部観光商工課					
視 察 日	令和 8 年 2 月 16 日 ～ 8 年 2 月 17 日					
概 算 額	精 算 額		差 引 額			
33,960 円	33,960 円		0 円			
発 着	路 程	路 線	運 賃	特別急行 料金	日 当	宿泊料
伊勢本線 ～ 弥富	114.5 km	高速道路	3,200 円	円	2,000 円 × 2 日	12,000 円 × 1 夜
富田第二 ～ 飛鳥本線	5.3 km	高速道路	440 円	円		
伊勢本線 ～ 長泉沼津	238.9 km	高速道路	5,970 円	円		
長泉沼津 ～ 伊勢本線	341 km	高速道路	8,200 円	円		
～	km		円	円		
～	km		円	円		
～	km		円	円		
概 算 額			17,810		4,000	12,000
精 算 額			17,810		4,000	12,000
旅 費 合 計	33,960 円					

(鳥羽発着 150 円)

視察研修報告書

8 年 4 月 3 日

日 時	令 8 年 2 月 16 日 (月) 10 時 00 分 ~ 11 時 30 分
氏 名	尾崎 幹
視 察 名	愛知県愛西市 (防災取組 防災検定) について
視 察 先	愛西市議会
説 明 者	副議長 石崎誠子 市議
目的・内容	・住居認識の向上、 ・子供達 (少子化、防災検定について) ・事前の備え、避難、生活再建に必要な取組み ・防災の向上、2012
成果・所感	個人レベルに合わせた取組をしていくように防災教育推進協会とともに、内閣府、文科省、国土交通省、消防庁、気象庁と、各中学校校長会、PTA の後援をいただき、防災検定少子化防災検定を行っていく。 この取組みが田舎全体の事前の備え、避難、生活再建、防災力向上につながると思います。 防災意識と理解度が向上した。市役所は防災用品の備蓄も大切に

視察研修報告書

8 年 4 月 3 日

日 時	8 年 2 月 17 日 (水) 10:00 時 分 ~ 11 時 30 分
氏 名	佐 崎 幹
視 察 名	伊豆市西工員光の取り組み、 ・津波避難複合施設(レストラン・トイレ)の視察
視 察 先	伊豆市土肥の避難タワー視察
説 明 者	伊豆市産業部観光西工課 観光施設管理スタッフ 主査 下村亮介
目的・内容	津波避難施設となど複合施設に して、海水浴場、公園、に指定管理 物件に調査した。
成果・所感	土肥は海に面している。(海水浴場)が目の まえで、東南海地震に 대처しての取り組みをし っかり具体的に示している。複合施設に した場所、(海水浴場前) 一番必要と場所を 必要と物を作った。かき揚げ施設を考へ 農水物産特産、販売飲食を併せることまた 結婚式場につかえる。複合施設であった。

ご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。
お引落口座へのご入金、お支払日の前日（金融機関営業日）までをお願いいたします。

発行日 8 年 3 月 25 日

お支払日	8 年 4 月 10 日	当月ご請求額	52,967 円
		前月お支払額	0 円
当月お支払合計額	52,967 円	おキャッシング分	円
		合 計	52,967 円

カード名称	*****		
会員番号	*****		
金融機関名	*****	預金種類	*****
支店名	*****	口座番号	*****
口座名義	尾崎 幹		

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残 高(円)	ご請求金額(円)	内 訳			当月お支払後残高(円)
					元 金(円)	手数料(円)	可能枠超過額(円)	
通常払い				52,967				

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名	支払回数	ご利用金額(円)	現地通貨額	摘要	通貨名称	換算レート
	海外ご利用店名/海外都市名						
	【尾崎 幹 様】						
8/2/1	*****	1	290	車種：普通車			
8/2/1	*****	1	290	車種：普通車			
8/2/8	*****	1	290	車種：普通車			
8/2/8	*****	1	290	車種：普通車			
8/2/16	ETC 飛島本線 - 長泉沼津	1	5,970	車種：普通車			
8/2/16	ETC 伊勢本線 - 弥富	1	3,200	車種：普通車			
8/2/16	ETC 富田第二 - 飛島本線	1	440	車種：普通車			
8/2/17	ETC 長泉沼津 - 伊勢本線	1	8,200	車種：普通車			
8/2/27	*****	1	9,900				
8/3/6	*****	1	23,877				
8/3/15	*****	1	220	内消費税	20 円		
				10%対象	220 円 内消費税		20 円
				登録番号	*****		

いまなら! 4月10日(金)の
お支払金額を減らすことができます!

4月3日(金)
23:40まで

※「分割払い」「リボ払い」には、所定の手数料がかかります。
※お持ちのカードやご利用状況によっては、変更いただけません。

■ご利用金額欄に「-」の表示がある場合は返品・取消などによる減額分です。当月お支払合計額に「-」の表示がある場合は、お支払日に当該金額をご指定の預金口座へお振込みいたします。

カードローンのご案内

ローン名	ローンご利用可能枠	ご融資利率	前月ご融資残高(円)	内 込融資額(円)	当月返済元金(円)	利息(円)	当月返済後融資残高(円)	ご融資余裕額
ゴールドカードローン	100 万円	14.95 %	0	0	0	0	0	100 万円

■明細行数が20行以下の場合、ハガキタイプにて発行させていただきます。■お客様情報の保護徹底を図るため、会員番号・口座番号の一部または全てを非表示とさせていただきます。



貸渡料金精算明細書 (兼 ご請求書)

Rental Agreement

お客様控

貸渡人

株式会社トヨタレンタリース三重

鳥羽駅前店

鳥羽市鳥羽1丁目2380-29

電話番号0599-26-7100

RA610R
発行年月日: 令和 8年 2月18日
貸渡N: 4995115借名 尾崎 幹 様
受住所 三重県鳥羽市安楽島町1075番地65
人

<お貸しする車両>

貸渡車両 プリウス1.8(-2212 燃料 ガソリン
登録N: 三重 300わ8831

料金クラス C3

車両クラス C3

<ご利用内容>

	予定貸渡	貸渡	メーター(km)
着	2月18日 8時00分	2月18日 8時00分	43,103
発	2月16日 8時00分	2月16日 8時00分	41,853
利用分	2日 0時間00分	2日 0時間00分	1,250

料金種別 一般料金 料金割引率 0%

添付品 安心Wプラン 1

乗車人数 0名

返却営業店舗 鳥羽駅前 0599-26-7100 返却府県 県内

運転者氏名 尾崎 幹 様

項目	予定料金	精算料金
基本料金	22,000	22,000
カード割引額(0%)	0	0
その他割引額(0%)	0	0
*	0	0
小計	22,000	22,000
免責補償料	2,200	2,200
特別装備料	0	0
添付品料金	1,100	1,100
ワンウェイ料金	0	0
燃料代	0	0
引取配車料	0	0
ご利用額	25,300	25,300
リース無償代車	0	0
NOC	0	0
免責実費料	0	0
お支払額	25,300	25,300
予約金	25,300	25,300
現金	0	0
船乗車券	0	0
当日預り金	0	0
預り金合計	25,300	25,300
マイル・ポイント利用	0	0
ご請求金額	0	0

株式会社 トヨタレンタリース三重
登録番号: T9190001000757今回ご利用額 25,300円
10%対象 25,300円 内消費税 2,300円

TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカー予約センター

0800-7000-111 無料

<http://rent.toyota.co.jp>この
請求
支払
金内
額記

領 収 書

領収書N: 0079922

令和 8年 2月18日

鳥羽市議会 尾崎 幹 様

領 収 金 額 25,300 円

(税抜金額 23,000 円)

トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。
ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。
(なお、扱者印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)

営業店舗 鳥羽駅前

住 所 鳥羽市鳥羽1丁目2380-29

電話番号 0599-26-7100

株式会社トヨタレンタリース三重

本社 三重県津市桜橋2丁目178-1

現金・小切手 25,300 円
クレジット 0 円
交通系IC 0 円

収入印紙

扱者印



Toyota Rent-a-Car is an official rental car partner of Hertz. Should you have any questions regarding this Rental Agreement/Receipt, please do not hesitate to ask the Toyota rental counter staff, or contact your home country's Hertz Customer Service Center. Thank you for renting from Toyota and Hertz.

様 No. _____

尾崎

領収証

金額

74860

カキ 30個 代金

平成 26 年 2 月 16 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額 (%)

税抜金額

消費税額 (%)

〒517-0021 三重県鳥羽市安楽島町1222-52
TEL 080-4842-8593 FAX 080-28-0327

鮮魚丸 仙

登録番号 T 3810086110578

GR257025

Blanca

0001-0001
会計日：2026/2/15

領 収 書

鳥羽市議会尾崎 幹 様

領収金額

¥2,116-

(8%軽減対象 ¥2,116)
(内消費税等 ¥156)

上記正に領収いたしました

但 お品代 として

鳥羽本店

三重県鳥羽市

鳥羽3-15-3

TEL：0599-25-5999

登録番号：T1190001007413

担当者：

領収書No:000120260215115533035

防災検定

防災検定は、自然災害のリスクを認識し、それに応じた事前の備え、避難、生活再建に必要な防災知識を習得するなど個人の防災力向上を目指しています。

防災検定の特徴

- 防災意識の向上や防災知識の理解を深める
- 個人のレベルに合わせて学べる
- 防災に関する理解度を客観的に評価できる
- SDGs(持続可能な開発目標)実現のとりくみに寄与する

防災検定・ジュニア防災検定は、

内閣府 文部科学省 国土交通省 消防庁
気象庁 全国連合小学校長会 全日本中学校長会 日本私立小学校連合会 日本 PTA
全国協議会 日本私立中学高等学校連合会
の後援をいただいています。

防災検定の概要

受検級	検定料	時間
防災検定 1 級※	5,000 円 (4,500 円)	60 分
防災検定 2 級	4,000 円 (3,600 円)	50 分
防災検定準 2 級	3,200 円 (2,880 円)	50 分
防災検定 3 級 (ジュニア防災検定上級)	3,000 円 (2,700 円)	40 分
防災検定 4 級 (ジュニア防災検定中級)	3,000 円 (2,700 円)	40 分
防災検定 5 級 (ジュニア防災検定初級)	3,000 円 (2,700 円)	40 分

※ 1 級受検は、2 級合格の資格を有する人が対象

() 内は、団体割引適用後の検定料/税込み

お知らせ：お問い合わせの多い「受検料の改定」は、2025 年 4 月から実施させていただきます。

[団体・グループ受検]

法人・グループで受検される場合は、ご希望の日時や会場を設定してください。

[個人受検の検定日・会場]

詳細は、HP で発表します。

地 区	受検日時	申込締切日
関東 (会場)東京都内	第 1 回 2024 年 7 月 28 日(日)11:00	2024 年 6 月 27 日(木)
東海 (会場)名古屋市内	第 2 回 2024 年 12 月 15 日(日)11:00	2024 年 11 月 14 日(木)
関西 (会場)大阪市内		

[合格証書]

各級合格者に「合格証書」を発行

なお、1 級合格者には携帯できる「認定証」(有効期間 4 年)をお渡しします。

「認定証」の更新料は 3000 円で、新しい認定証と最新情報を提供します。

[申込方法]

団体受検申込書・受検者名簿を PDF のメールでお申し込みください。

●申込書

[ジュニア]

「家族防

ト級(防

で

ら

ンシ

人

郷

士

に

あ

い

さ

い

だ

い



愛西市議会議員 防災士
防災介助士 認知症介助士

一般財団法人

防災教育推進協会

防災教育推進協会



愛西市

議会事務局 議事課



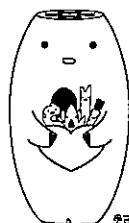
課長 長谷川 努

〒496-8555

愛知県愛西市稲葉町米野308番地

TEL 0567-55-7141(ダイヤルイン) FAX 0567-26-7141

E-mail: gikai@city.aioi.lg.jp



あいさいさん

2024 年 1 月 14 日発行

★防災検定

防災
検定

5級・4級用
公式テキスト

★防災検定 5 級・4 級用

防災自助普及委員会 令和7年度役員

理事長	イトウ チエ 伊藤 知恵	名古屋みずほ災害ボランティアネットワーク代表
理事	オノ ツキヒコ 小野月比古	名古屋ひがし災害ボランティアネットワーク代表
理事	シバヤマ マサアキ 芝山 真明	矢作地所株式会社代表取締役社長
理事	シモダ トヨコ 下田 豊子	名古屋中川災害ボランティアネットワーク代表
理事	スズキ ミチヒロ 鈴木 盈宏	愛知県社会福祉協議会評議員 スペシャルオリンピック 2018 大会実行委員長
理事	フカダ マサオ 深田 正雄	料亭つたも 元会長 テレビ愛知放送番組審議会元委員長
理事	イシド カツミ 石戸 加津美	名古屋みずほ災害ボランティアネットワーク
理事	コダカ ダイスケ 小高 太輔	株式会社イーグル代表取締役社長
理事	キノシタ トモヤス 木下 智靖	弁護士法人大樹法律事務所弁護士
理事	ウカイ シンヤ 鵜飼 伸弥	株式会社ウカイ商店代表取締役社長
理事	オオニシ ヨウイチ 大西 要一	株式会社名倫代表取締役社長 名古屋栄ライオンズクラブ
理事	クニエダ ヨシオ 國枝 好雄	なごや中村災害ボランティアネットワーク代表
監事	イマエダ クカヤ 今枝 隆也	名古屋私立保育園協会理事・中川保育園園長
監事	ミシナ マサヨシ 三品 雅義	三品雅義会計事務所所長
顧問		一般社団法人名古屋市医師会
顧問		公益社団法人名古屋市獣医師会

松原公園津波避難複合施設 Terrasse Orange toi について



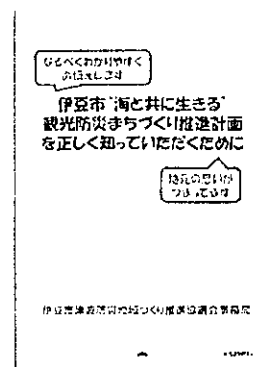
© Hiroshi Ueda

1. 概要

伊豆市では、平成28年に伊豆市津波防災地域づくり推進協議会を設立し、ワークショップや市民集会など、土肥地域の方々と協議を重ね、観光・環境・防災のバランスがとれた「海と共に生きる」観光防災まちづくり*に取り組んでいます。平成30年3月には土肥地区が全国初の津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定を受け、これを契機に、松原公園周辺エリアに防災施設整備を計画しました。

そして令和6年6月に、災害時には地域住民や観光客の安全を確保する避難施設とし、平時は地域交流や観光振興を図る拠点施設として、「防災」と「観光」の機能を兼ね備えた全国初の津波避難複合施設「テラスセ オレンジ トイ」が完成しました。

*詳しくは、伊豆市津波防災地域づくり推進協議会事務局「伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画を正しく知っていただくために」を参照してください。



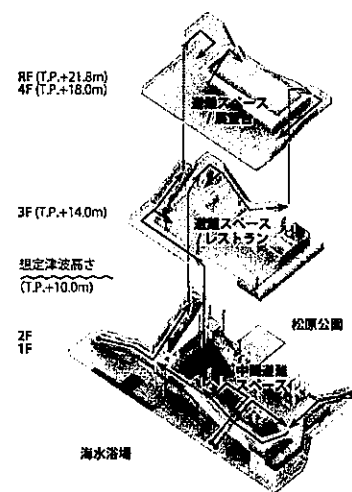
2. 施設について



テラッセ オレンジ トイは、防災と観光の機能を高度に融合させた、日本初の津波避難複合施設です。津波の到達しない海拔14mの高さに避難床／展望フロアを浮かべ、災害時には1200人の避難スペースとして、日常ではレストランや展望台として活用しています。

避難床へ至る2本の幅広階段を建物外周に配置し、地域に不慣れた観光客でも避難経路が一目で理解できるだけでなく、日常的な散策で松原と海の壮大な景観を体験できる経路として設計されています。日常的に観光施設としての役割を果たすことで、利用そのものを避難訓練とし、地域住民や観光客の日常的な防災意識を高める効果が期待できます。

松原・海・夕日などの自然を映し込む素材選択や、構造の柱が松原の幹と連続するようにした工夫などによって、環境と調和する外観としています。建築は海水浴場と松原公園の間に建ち、松原を貫通する海や山への新しい「門」として設計されており、自然と人工が融合した新たな松原の風景が創出されています。



上) 3Fレストランから海への眺望

下) 建物の構成



上) 2F中間避難スペース

平時はイートインや休憩所、災害時には地上から直接上がれる中間的な避難スペースになる



下) 夜間の外観

手摺に照明を設け建物を柔らかく照らし、松原公園全体と調和するライトアップを計画。災害時が夜間でも、避難経路がわかりやすく、安全に避難できるようにしている

名称：松原公園津波避難複合施設 Terrasse Orange toi (テラッセ オレンジ トイ)

所在：伊豆市土肥2657-6 松原公園内

設計：東京大学生産技術研究所 今井公太郎研究室+日本工営都市空間株式会社

施工：土屋・青木特定建設工事共同企業体

構造：鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造(基礎)、鉄筋コンクリート造(トイレ棟・階段棟)

階数：地上4階建て(建築物の最高高さ18.8m)

避難スペースは3階以上(想定津波高さ海拔10m+余裕高4m)

用途：避難所、飲食・物販店舗

【災害時】一時避難スペース(避難面積約600㎡ 避難者数約1,200人)

【平常時】地域交流の場、農林水産物等の物販、飲食の提供、観光情報の発信、休憩所、展望台

事業費：約12億円

事業期間：令和元年度～令和6年度(竣工：令和6年6月)

施設運営：株式会社 土肥ノベーション(指定管理者)

3. 採択事業及び施設整備費

- ・都市防災総合推進事業【社会資本整備総合交付金】（防災機能部分）

国土交通省都市局事業、国費2/3

- ・地震・津波対策等減災交付金（防災機能部分）

県危機管理部事業、県費1/12、（公財）静岡県市町村振興協会、協会費1/12

- ・静岡県観光地域づくり整備事業補助金（交流・観光機能部分）

県スポーツ・文化観光部事業、県費1/3（有償スペース）、県費1/2（無償スペース）

総事業費	補助事業区分	国費	県費等	市費
12億700万5千円	防災機能	5億5,300万円	1億3,800万2千円	1億3,800万3千円
	観光機能、外構	-	5,700万5千円	3億2,000万5千円

4. 国・県・学識経験者の支援

推進計画の策定、 津波災害（特別）警戒 区域の指定 （津波防災地域づく りに関する法律）	【国】国土交通省総合政策局、同省水管理・国土保全局、 中部地方整備局河川部地域河川課
	【県】交通基盤部河川砂防局
	【学識】東京大学 生産技術研究所 教授 加藤孝明 教授 今井公太郎 特任研究員 国枝 歆 静岡大学防災総合センター 准教授 原田賢治
津波避難複合施設 整備	【国】国土交通省都市局、中部地方整備局建政部都市整備課
	【県】危機管理部、交通基盤部都市局、 スポーツ・文化観光部観光交流局
みなとオアシス認定 R6.7.12	【国】国土交通省港湾局、中部地方整備局清水港湾事務所
	【県】交通基盤部港湾局
都市計画（全般）	【学識】千葉大学大学院園芸学研究院 教授 秋田典子

5. 関連事項経緯

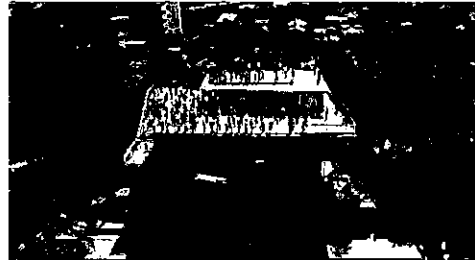
平成26年2月～	静岡モデル推進検討会（伊豆市）
平成29年5月10日	津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画を策定 「伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画」
平成30年3月20日	「観光防災まちづくり推進にむけた地域主体の取組」が、 ジャパン・レジリエンス・アワード2018でグランプリを受賞
平成30年3月23日	津波災害（特別）警戒区域の愛称を決定 「海のまち安全避難エリア」 津波避難警戒区域（イエローゾーン） 「海のまち安全創出エリア」 津波避難特別警戒区域（オレンジゾーン）
平成30年3月27日	津波災害（特別）警戒区域を指定（全国初・唯一）

6. 津波避難訓練

駿河トラフから南海トラフを震源域とする大規模地震が発生。想定最大高さの津波が到達するという想定の下、海岸や町中から実際の避難場所へ逃げる、避難訓練を実施しました。（令和6年6月）

約200名の住民と、観光客役の千葉大学の学生が参加し、ほとんどの方が津波到達時間よりも早い時間で安全な場所まで辿り着くという結果になりました。

上) テラッセ オレンジ トイを実際に使用した
避難訓練の様子



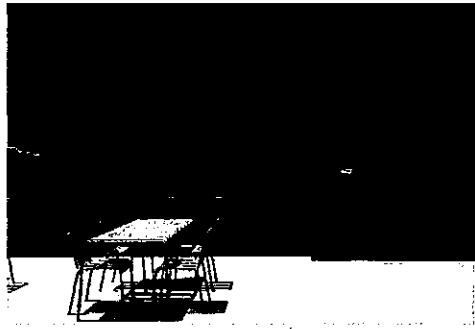
下) 不慣れな観光客を想定した避難誘導の検証の様子



7. 「みなとオアシス土肥」登録、竣工式イベント

「みなとオアシス」は、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設を認定するもので、テラッセ オレンジ トイを中心に、松原公園、屋形海岸、土肥金山、ふじさん駿河湾フェリー土肥港を含む、全体エリアとして指定を受けました。伊豆市では、この地域資源を活かしたイベントを通じて観光と防災の推進を図り、観光客と地域住民の交流を促進し地域振興を目指します。

上) テラッセ オレンジ トイより見る駿河湾フェリー



中) 屋形海水浴場と松原公園



下) 竣工式及び「みなとオアシス土肥」登録証交付式の際のイベントの様子（防災まちづくりトークセッション）



松原公園(津波避難複合施設) の管理運営状況について

(産業部観光商工課)

松原公園は令和6年4月1日より、(株)土肥ノバージョンが指定管理者として管理運営しています。 ※「テラスセ」(津波避難複合施設)の管理運営はR6.7.12～

指定管理による管理運営状況の概要は下記のとおりです。

1 指定管理者の概要

団 体 名	株式会社 土肥ノバージョン
所 在 地	伊豆市土肥670番地の2
代表者氏名	代表取締役 関 富範
設立年月日	令和5年3月24日
資 本 金 額	1,000千円 〔 実質的支配者：(株)湯海ホールディングス 資本金 3,000千円 (株)湯海ホールディングス 実質的支配者：土肥温泉旅館協同組合 1,950千円 〕
主な業務実績	■ 恋人岬関連施設 [伊豆市より指定管理] (土肥温泉旅館協同組合) ■ 土肥特産市 ありがとう [地場産品直売所] (土肥温泉旅館協同組合)

2 指定管理期間 令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日 (5年間)

3 指定管理物件 松原公園

- 津波避難複合施設「テラスセ オレンジ トイ」
- 公園
[芝生広場、遊具、花時計、木道、展望台、足湯(2か所)、公衆トイレなど]
- 観光案内所
- 駐車場 [普通車156台 (うち身障者用4台)]

4 管理運営概要 (主な業務内容)

- 農林水産物・特産品等の販売や飲食の提供 (1F・3F)
- フリースペースやその他利便施設の運営
- 駐車場の管理・運営
- 足湯などの付帯施設の管理
- 施設の保守管理、保安警備、設備機器・備品管理
- 清掃・植栽管理
- 環境衛生管理・廃棄物処理業務
- 緊急時・災害時の対応 (日常的な訓練などを含む)
- 情報発信・利用促進
- 地域との連携や市の行事等への協力

5 指 定 管 理 料 2,900万円/年

6 集客・認知度向上に向けた主な取組内容（自主事業含む）

項目	取り組み	概 要
情報発信 広報	WEB活用	・公式ホームページ立ち上げ ・他団体や周辺観光施設ホームページへのリンク依頼 ・Instagramアカウント開設 ・Googleビジネスプロフィール登録
	SNS広告出稿	土肥サマーフェスティバル特別観覧席の販売、地引網体験& BBQ 体験、土肥桜まつり、その他季節イベント等
	PR TIMESへの掲載 (プレスリリース配信サービス)	土肥桜まつりの記事と共にPR。最低でも10社の報道機関に掲載。(最大300社へプレスリリース可能)
	リーフレット作成・配架 ※別添参照	地域内の宿泊施設や観光施設、フェリー乗り場、道の駅等への配布
	ノベルティ(販促物)制作・配布	観光×防災の啓発を兼ねたノベルティとして、防災食(ツナ缶)を活用したノベルティを制作・配布
利用促進	各種イベントの実施・受入	・8/18～20「土肥サマーフェスティバル」★花火観覧席販売 ・10～11月「地引網&BBQ体験」 ・12/1「山海フェア」、12/21「クリスマスイベント」 ・R7.1/1「新春紅白餅・お汁粉配布」 1/18～2/11「土肥桜まつり」
	「ありがとう」 39フェアの実施	地域住民向けに特化したサービスキャンペーンを実施 ■ 1F「ありがとう」サンキューの日 ・3と9のつく日(30日31日は除く)に93円の商品を陳列 ■ 3Fレストラン「ありがとう」39フェア ・3と9のつく日(30日31日は除く)に930円のどんぶりメニューを提供 飲み物も一部390円にて提供
	「素泊まり」観光客 誘致プランの提供	土肥温泉旅館協同組合と連携し、予約制にて素泊まり客への夕食提供を開始
	(3Fレストラン) 懇親会等の受入	予算に応じた特別メニュー創作 ※企業・団体・地域グループの懇親会等
	夜間ライトアップ	建物(テラス)及び周辺動線のライトアップ ※終日実施
	松原公園内の土肥桜 ライトアップ	土肥桜まつりに合わせ、松原公園内の土肥桜をライトアップ
	行政視察の受け入れや 市内小学生の見学	行政視察受け入れ件数 R7年度:24件 (R8.1月末時点)

7 「テラス」利用状況 [令和6年度(R6.7.13～R7.3.31)]

■ 来場者数 113,638人 (推計値)

※ レジ通過者数×2.5 (道の駅「伊豆月ヶ瀬」の来場者算出方法を準用)

《参考》

- ・市の想定利用者数(9ヶ月間): 100,215人 想定比: 113.39%
- ・夏季(7/13～8/25) 海水浴客数: 28,100人 [R5: 35,300人]
※夏季「テラス」来場者数: 25,487人

■ 駐車場 総台数 51,487台【無料: 46,989台・有料: 4,498台】

- ・駐車場収入: 4,358,600円、196.5台/日 (※運営日数 262日)

■ 商業施設 全体売上額 54,134千円

[内訳]

1F「ありがとう」 26,165千円、Porto101 11,311千円、3F「ありがとう」 16,658千円

8 事業効果

- 上記(6)の取り組み等による平時のにぎわい創出
 - ・ 滞在時間の延長や新たな回遊導線の創出など
- 地域経済・事業者支援（売上・雇用・地場産品）
 - ・ 地場産品の販売機会や小規模事業者の出店機会の増加。観光消費の域内循環。

9 今後の課題

- 収益性UP ⇒ 指定管理料減額
- 維持管理・更新費
塩害・風雨・本施設特有の消耗等により、修繕費が読みにくい傾向あり。
[特に防錆(塩害)対策のコスト]

建築構造設計基準の資料

(令和 3 年改定)

最終改定 令和 3 年 3 月 30 日国営建技第 21 号

この資料は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

技術基準トップページはこちら（関連する基準の確認など）

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

建築構造設計基準の資料

第 1 章 総則

1.1 目的

この資料は、「建築構造設計基準」（令和 3 年 3 月 30 日国営建技第 21 号）を円滑かつ適切に運用するために必要な事項をとりまとめたものである。

1.2 適用範囲

（資料なし）

1.3 用語の定義（資料のみ）

「法」	: 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
「令」	: 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
「告示」	: 建築基準法に基づく国土交通省告示及び建設省告示 （使用例：平成 12 年建設省告示第 1389 号 → 「告示」（平 12 建告第 1389 号））
「解説書」	: 建築物の構造関係技術基準解説書 （国土交通省国土技術政策総合研究所他監修）
「RC 規準」	: 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
「SRC 規準」	: 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
「S 規準」	: 鋼構造許容応力度設計規準（日本建築学会）
RC 造	: 鉄筋コンクリート造
SRC 造	: 鉄骨鉄筋コンクリート造
S 造	: 鉄骨造

第 2 章 構造計画

2.1 一般事項

2.1.1 構造計画【基準 2.1(1)関係】

- (1) 構造計画に当たっては、敷地、地盤、建築物の用途、規模、将来計画、工事費、工期等の設計条件を把握し、意匠設計及び設備設計と整合を図りながら、所要の安全性、耐久性、居住性、施工性等を確保するとともに、耐震、耐風、対津波等の施設に求められる性能の水準を確保した構造体とする。
- (2) 建築物の振動性状が複雑になる場合、建物が長く、地震の位相差による応力、温度応力、乾燥収縮、不同沈下の影響を受けるような場合等については、原則として、エキスパンションジョイントを設け、構造的に分離する。なお、分離した躯体相互の間隔は、大地震動時に生じるそれぞれの水平変位の和を考慮し、決定する。

2.1.2 水平抵抗要素【基準 2.1(2)関係】

RC 造及び SRC 造の建築物で耐震計算をルート 1 で行う場合は、偏心率が概ね 0.3 以下となるようにする。

2.2 構造形式及び構造種別

2.2.1 免震構造及び制振構造【基準 2.2(2)関係】

(1) 耐震安全性の分類が、Ⅰ類又はⅡ類の施設のうち、次のように、建築物に要求される機能が地震応答の低減を特に必要とするものに対しては、免震構造の適用について検討する。

- ① 災害応急対策活動に必要な施設
- ② 危険物を貯蔵又は使用する施設
- ③ 収納する文化財等の重要な物品、文書等の損傷を防ぐ必要がある施設

(2) 耐震安全性の分類が、Ⅰ類又はⅡ類の施設のうち、災害応急対策活動に必要な施設について、制振構造の適用を検討する。なお、災害応急対策活動に必要な施設以外の施設においても、建築設備や建築非構造部材の変形性能との関係から地震応答を低減する必要がある施設については、制振構造の適用を検討する。

2.3 地震応答の計測及び記録をする装置等の設置

高さ 45m を超える建築物、免震構造の建築物及び時刻歴応答解析を行う制振構造の建築物は、次のとおり、地震応答を計測する加速度計並びに計測結果を表示及び記録する装置を設置する。

- ① 加速度計は、最上階、最下階及び中間階の 3 箇所に設置することを標準とする。
なお、免震構造の建築物、特殊な振動性状を持つ建築物、地階を有する建築物等の場合には、構造体の損傷状況等が確認できる適切な位置に加速度計を設置することを検討する。
- ② 震度及び応答加速度の計測結果を表示及び記録する装置を中央管理室等に設置する。
- ③ 加速度計、計測結果を表示及び記録する装置は、商用電源途絶時も機能を維持できるようにすること。

第 3 章 構造材料

3.1 構造材料の種類等

- (1) 普通コンクリートの設計基準強度は、原則として、 24 N/mm^2 以上、 36 N/mm^2 以下とする。
- (2) 軽量コンクリートの設計基準強度は、原則として、 21 N/mm^2 以上、 27 N/mm^2 以下とする。採用にあたっては、ひび割れ、振動、耐久性、市場性、ポンプ圧送による施工性

等について考慮する。

- (3) コンクリート部材が大断面となる場合は、コンクリート打設後の発熱による影響を考慮し、必要に応じて、マスコンクリートとして扱う。
- (4) 鉄筋の径と材質の組合せは、原則として、同径のものは同じ材質のものをを用いる。

3.2 構造材料の組合せ

鋼材とコンクリートの組合せにおいては、鉄筋の付着、定着等を考慮し、原則として、降伏点強度の高い鋼材には設計基準強度の高いコンクリートを組み合わせる。

3.3 許容応力度及び材料強度

構造材料の許容応力度及び材料強度については、原則として、法令に定めるところによる。ただし、RC造及びSRC造におけるコンクリートの許容応力度について、「RC規準」及び「SRC規準」に定める各部材強度を評価する算定式を使用する場合は、「RC規準」及び「SRC規準」を参考に適切な値を用いる。

第４章 荷重及び外力

4 荷重及び外力

建築物に作用する荷重及び外力は、法令及び本基準によるほか、「建築物荷重指針・同解説」（日本建築学会）（以下「荷重指針」という。）等を参考に、適切に設定する。

4.1 積載荷重【基準４(1)関係】

- (1) 積載荷重について、表４.１に示す室等がある場合には、表４.１に示す値を用いることができる。
- (2) S造で主たる用途が倉庫で、固定荷重に対する積載荷重の割合が大きい場合には、部分的載荷による影響を考慮する。
- (3) 庁舎等における床版の設計において、書棚や移動書架等が集中配置される重荷重ゾーン（ヘビーデューティーゾーン）の必要性等について検討し、必要に応じて、その影響を考慮した積載荷重を設定する。

4.2 床の数に応じた積載荷重の低減【基準４(2)関係】

「令」第８５条第２項の規定による支える床の数に応じた柱又は基礎の鉛直荷重の低減は、原則として、行わない。ただし、S造の建築物で引き抜き、転倒を検討する場合には、必要に応じて、低減を行う。

4.3 雪下ろしによる荷重の低減【基準４(3)関係】

「令」第８６条第６項の規定に定められている雪下ろしによる荷重の低減は、原則として、行わない。ただし、融雪装置、落雪装置等有効な手段が講じられていれば、垂直積雪量を減

らして計算できる場合がある。具体的には特定行政庁に確認する。

4.4 施工時の作業荷重による影響【基準4(4)関係】

例えば、タワークレーン等を設置することを想定する場合は、多数の荷重ケースがあるので留意する。また、型枠兼用のハーフプレキャスト版等も構造体が固まるまでは、プレキャスト版自体の重量の影響を受けるので留意する。

表 4.1 積載荷重

(単位：N/m²)

室 名 等		床版又は小梁計算用	大梁、柱又は基礎計算用	地震力計算用	備 考
屋 上	常時人が使用する場合 (学校、百貨店の類を除く)	1,800	1,300	600	「令」第85条の屋上広場を準用。
	" (学校、百貨店の類)	2,900	2,400	1,300	
	通常人が使用しない場合	980	600	400	
	鉄骨造体育館、武道場等	980	0	0	短期荷重とする(作業荷重を考慮)。積雪荷重及び風荷重との組合せは行わない。
研 究 室		2,900	1,800	800	実況に応じて算定する。
一般書庫、倉庫等		7,800	6,900	4,900	通常の階高の室に満載の書架を配置した場合。
移動書架を設置する書庫、電算室の空調機室、用具庫等		11,800	10,300	7,400	一般書庫の1.5倍程度。
一 般 実 験 室	化学系	3,900	2,400	1,600	
	物理系	4,900	3,900	2,500	
電 算 室		4,900	2,400	1,300	床版又は小梁計算用は電算室用既製床の耐荷重の値。他は「令」第85条の店舗の売場を準用。
機 械 室		4,900	2,400	1,300	床版又は小梁計算用は機械の平均的な重量の値。他は「令」第85条の店舗の売場を準用。
体育館、武道場等		3,500	3,200	2,100	振動等を考慮し、「令」第85条の劇場等(その他)を準用。

第5章 構造計算

5.1 一般事項

5.1.1 四号建築物の構造計算【基準 5.1(1)関係】

「法」第20条第1項第四号に該当する建築物についても、原則として、許容応力度計算を行い、安全性の確認をする。また、偏心率については、ルート1と同様に取り扱うものとし、具体的には2.1.2 水平抵抗要素による。

5.1.2 時刻歴応答解析等【基準 5.1(2)関係】

- (1) 高さが45mを超える建築物の設計にあたっては、時刻歴応答解析を行い、国土交通大臣の認定を取得する。
- (2) 特殊な振動性状を持つため、耐震設計を行う上で静的解析だけでは不十分と考えられる建築物については、動的解析を行う。
- (3) I類の施設のうち、特に重要度が高い建築物の場合、要求性能に応じた設計目標を適切に設定するか、入力地震動の割増し又は許容される限界状態を踏まえた最大の入力レベルの検討を行う。なお、入力地震動の割増しを行う場合には、建設敷地の歴史上の地震資料、付近で発生が予測される地震動の大きさ、地震断層等の地震環境を調査し、その結果を反映する。

5.1.3 免震構造の構造計算【基準 5.1(3)関係】

免震構造を採用する場合、設計目標値は次による。なお、I類の施設のうち、特に重要度が高い建築物の場合は、5.1.2 時刻歴応答解析等 (3)による検討を行う。

- (1) 支承材に積層ゴムアイソレータを使用する場合は、鉛直荷重による面圧が適切な値となるようにするとともに、免震層上部の構造体の転倒モーメントによる引抜き力が作用しないようにする。また、レベル2の入力地震動に対して、せん断歪は250%程度とする。
- (2) レベル2の入力地震動に対して、免震層上部の構造体に生ずる応力は、原則として、短期許容応力度以内とする。また、対象施設の重要性に鑑みて、免震層上部の構造体の設計用せん断力係数(最下階)は、0.15程度以上とすることが望ましい。
- (3) レベル2の入力地震動に対して、免震層下部の構造体（基礎を除く。以下同じ。）に生ずる応力は、原則として、弾性範囲内とする。なお、免震層上部の構造体の安全性の余裕度を考慮し、免震層下部の構造体についても、短期許容応力度以内とすることが望ましい。
- (4) 基礎構造は、免震層下部の構造体と同様にレベル2の入力地震動に対して、原則として、弾性範囲内とする。なお、免震層上部の構造体及び免震層下部の構造体の安全性の余裕度を考慮し、基礎構造についても、短期許容応力度以内とすることが望ましい。

5.1.4 工作物等の構造計算【基準 5.1(4)関係】

- (1) 設備機器を載せるための架台の基礎部分の設計は、許容応力度設計とする。
 なお、設備機器の設計用荷重は、「荷重指針」、「S 規準」等を参考に適切に設定し、設備機器の架台等を設計するための地震力は、原則として、「建築設備耐震設計・施工指針」（日本建築センター）による。
- (2) 通信鉄塔の設計は、「通信鉄塔設計要領・同解説/通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説(平成25年版)」（建設電気技術協会、日本建築防災協会）を参考に適切に行う。
- (3) 関係法令等の適用を受けない擁壁についても、原則として、宅地造成等規制法施行令第7条に定められた方法により構造計算を行う。

5.2 耐震に関する性能の確保

5.2.1 大地震動時の変形制限【基準5.2(1)関係】

- (1) 大地震動時の層間変形角は、原則として、構造種別に応じて、表5.1に示す制限値以下となるよう設計を行う。ただし、構造体の変形の抑制に伴い、過度に耐力が増大することのないように留意する。その結果、表5.1の制限値を超える場合は、建築非構造部材及び建築設備についても、その変形により障害が生じないように留意する。

表 5.1 大地震動時の層間変形角の制限値

構 造 種 別	層間変形角
RC 造	1/200
SRC 造	1/200
S 造	1/100

- (2) 大地震動時の層間変形角を確認する場合は、建築物の規模、振動性状等に応じて、①から③までのいずれかによる。なお、耐震計算ルートと同一とする必要はない。
 - ① 時刻歴応答解析
 - ② 限界耐力計算
 - ③ 「令」第82条の2に規定する層間変形角より推定する方法
 - ア (5.1)式に示すエネルギー一定則により推定する方法

$$\delta_p = \frac{C_{0p}}{2 \cdot C_{0e}} \cdot \left(D'_s + \frac{1}{D'_s} \right) \cdot \delta_e \quad (5.1)$$

δ_p : 大地震動時における建築物の最大水平変形

C_{0p} : 「令」第88条第3項に規定する標準せん断力係数 (1.0 以上)

C_{0e} : 「令」第88条第2項に規定する標準せん断力係数 (0.2 以上)

δ_e : 「令」第82条の2に規定する建築物の地上部分に生じる水平方向の層間変位

D'_s : 保有水平耐力の余裕を考慮し、構造特性係数を補正した係数

$$D'_s = D_s \cdot Q_u / Q_{un}$$

Q_u : 保有水平耐力

Q_{un} : 必要保有水平耐力

D_s : 構造特性係数

イ (5.2)式に示す変位一定則(比較的長周期の場合)により推定する方法

$$\delta_p = \frac{c_{op}}{c_{oe}} \cdot \delta_e \quad (5.2)$$

5.2.2 耐力の割増し【基準 5.2(2)関係】

- (1) 保有水平耐力計算を行う場合には、「令」第 82 条の 3 第一号に規定されている保有水平耐力 Q_u が、同条第二号に規定されている必要保有水平耐力 Q_{un} に、耐震安全性の分類に応じて設定された重要度係数 I （表 5.2）を乗じた値以上であることを(5.3)式により確認する。

$$Q_u \geq I \cdot Q_{un} \quad (5.3)$$

表 5.2 重要度係数 (I)

耐震安全性の分類	重要度係数
I 類	1.5
II 類	1.25
III 類	1.0

また、地階においても、構造体の保有水平耐力が、必要保有水平耐力に重要度係数を乗じた値以上であることを(5.4)式及び(5.5)式により確認する。

$${}_B Q_u \geq I \cdot {}_B Q_{un} \quad (5.4)$$

${}_B Q_u$: 地階の保有水平耐力

${}_B Q_u = 2.5\alpha A_W + 0.7(1.0)\alpha A_C$ により算定してよい。

A_W 、 A_C : 「告示」(平 19 国交告第 593 号第二号) による。

() 内の値は SRC 造の場合を示す。

${}_B Q_{un}$: 地階の必要保有水平耐力

$${}_B Q_{un} = {}_1 Q_{un} \cdot {}_B Q_D / {}_1 Q_D \quad (5.5)$$

${}_1 Q_{un}$: 1 階の必要保有水平耐力

${}_B Q_D$: 地階の一次設計用せん断力

${}_1 Q_D$: 1 階の一次設計用せん断力

- (2) RC 造及び SRC 造の I 類及び II 類の建築物の耐震計算がルート 1、2 の場合（基準 5.1

(1)により、「法」第 20 条第 1 項第四号に該当する建築物について許容応力度計算を

行う場合を含む。）、壁量、柱量が、「告示」（平 19 国交告第 593 号第二号、昭 55 建告第 1791 号第 3）で定められた式の右辺に重要度係数 I を乗じた (5.6) 式、(5.7) 式、(5.8) 式を満足することを確認する。

(ルート 1)

$$\Sigma 2.5\alpha A_W + \Sigma 0.7(1.0)\alpha A_C \geq I \cdot Z \cdot W \cdot A_t \quad (5.6)$$

(ルート 2-1)

$$\Sigma 2.5\alpha A_W + \Sigma 0.7(1.0)\alpha A_C \geq 0.75 \cdot I \cdot Z \cdot W \cdot A_t \quad (5.7)$$

(ルート 2-2)

$$\Sigma 1.8(2.0)\alpha A_W + \Sigma 1.8(2.0)\alpha A_C \geq I \cdot Z \cdot W \cdot A_t \quad (5.8)$$

() 内の値は SRC 造の場合を示す。

- (3) S 造の I 類及び II 類の建築物の耐震計算は、原則として、ルート 3 による。
- (4) 限界耐力計算及び時刻歴応答解析により、地震動に対する構造体の状態を検討する設計手法を採用する場合は、建築物の挙動を詳細に把握できるため、重要度係数によらず、建築物の変形や塑性化の程度に対する目標値を定めて設計してよい。

5.3 耐風に関する性能の確保

- (1) 風圧力については、耐風に関する性能の分類に応じ、「令」第 87 条及び「告示」（平 12 建告第 1454 号）の規定により算定した値に、表 5.3 に示す割増しを行う。

表 5.3 風圧力の割増し

耐風に関する性能の分類	風圧力の割増し
I	1.3
II	1.15
III	1.0

- (2) 施設の重要性を考慮し、更に遭遇する可能性が低い暴風に対する安全性を確保する必要がある場合は、「解説書」を参考に、風圧力の割増しを行う。
- (3) 建築非構造部材及び建築設備の損傷の軽減を図るため、風圧力による構造体の変形に留意する。

5.4 対津波に関する性能の確保

津波による波圧及び波力に対しては、「告示」（平 23 国交告第 1318 号）によるほか、「津波防災地域づくりに関する法律等の施行について」（平成 24 年 3 月 9 日付府政防第 256 号、国総参社第 5 号、国土企第 48 号、国都計第 138 号、国水政第 102 号、国住街第 226 号、国住指第 3755 号）、「津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について（技術的助言）」（平成 23 年 11 月 17 日付国住指第 2570 号）における別添「東日本

大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針」等を参考に構造計算を行う。

5.5 常時荷重に関する性能及び振動に関する性能の確保

- (1) 常時荷重により使用上の支障が起こらないことを確認する場合の梁のたわみの許容値は、次のとおりとする。
 - ① RC 造及び SRC 造の梁のたわみの許容値は、一般的な事務室では $1/500$ 程度を目安とする。
 - ② S 造の梁のたわみの許容値は、通常の場合はスパンの $1/300$ 、片持ち梁では $1/250$ とする。
- (2) 居室等で面積の大きい床版及び常時振動を受けるような床版は、「建築物の振動に関する居住性能評価指針・同解説」（日本建築学会）を参考に、振動障害に対する検討を行う。
- (3) デッキプレートを用いた合成床版等については、「デッキプレート床構造設計・施工規準」（日本鋼構造協会）を参考に、検討を行う。

第6章 鉄筋コンクリート造

6.1 構造計算

RC 造の構造計算は、法令及び「解説書」によるほか、「RC 規準」等を参考に適切に行う。

6.2 各部設計

6.2.1 部材のじん性等【基準 6.2(1)関係】

柱は、原則として、曲げ降伏が先行するように設計を行う。

6.2.2 梁貫通孔【基準 6.2(2)関係】

梁貫通孔は、ヒンジ領域を考慮し、原則として、柱面から $1.5D$ (D は梁せい。以下同じ。) 離れた範囲内の位置に設けてはならない。ただし、せん断スパン比に応じて、これより短いヒンジ領域を設定することもできることとするが、その場合であっても、 $1.0D$ 以上とする。なお、基礎梁及び壁付帯範囲については、ヒンジ領域が明確でないため特段の規定は設けないこととする。

孔径は梁せいの $1/3$ 以下で、貫通孔の中心間隔は両孔径の平均の 3 倍以上とする（貫通孔が円形でない場合は、外接円とする。）。また、一般部のあばら筋のピッチよりも孔径が大きくなる場合は、原則として、孔の上下に縦筋を設ける。

貫通孔の上下の位置は、梁せいの中央付近とすることが望ましく、特に、梁中央部下端については、梁下端より $D/3$ の範囲に設けてはならない。

境界梁等大きなせん断力を受ける部分には、原則として、貫通孔を設けないこととするが、やむを得ず設けなければならない場合には、設計用せん断力を割り増す等、適切な値を用い

て補強設計を行う。

梁貫通孔は、「RC 規準」を参考に、原則として、有孔梁のせん断強度が無開口とした場合のせん断強度以上になるように補強設計を行う。ただし、メカニズム時の応力が明確な場合には、メカニズム時の応力を適切に割り増して補強設計を行ってもよい。

なお、梁貫通孔補強に既製品を使用する場合には、第三者機関による評定や技術証明等を取得したものを使用し、その内容によることとする。

6.2.3 各部材への埋設配管等【基準 6.2(3)関係】

- (1) 壁に配管等が埋め込まれる場合には、設備設計者と設計段階で協議し、配管径を細くする等の措置を講じる。また、当該部分は壁厚を厚くし、複配筋とすることが望ましい。
- (2) 床版で、埋め込まれる電気設備の配管等が集中するような場合は、床版の厚さを厚くする又は配筋量を増やして補強する等、埋め込まれる配管等の納まりを適切に考慮し、床版の設計を行う。なお、配管等は、原則として、打ち増し部分に設置する場合を除き複配筋の間に設置する。

また、屋根床版には、原則として、配管等は埋め込まないこととし、埋め込む場合には、床版の厚さを厚くするか、配筋量を増やし、耐久性を向上させる。

6.2.4 片持ち床版の設計【基準 6.2(5)関係】

片持ち床版の元端から先端までの長さは、最大 2.0m 程度とし、元端の厚さは長さの 1/10 以上とする。持出し長さが 1.7m を超えるものや先端荷重等を受ける場合は、安全率を見込んで厚さを決定する。また、軽微なものを除いて複配筋とする。

なお、断面算定に用いる設計用応力は、算定応力を 1.5 倍以上した値を用いる。

第7章 鉄骨鉄筋コンクリート造

7.1 構造計算

SRC 造の構造計算は、法令及び「解説書」によるほか、「SRC 規準」等を参考に適切に行う。

7.2 各部設計

7.2.1 部材のじん性等【基準 7.2(1)関係】

- (1) 柱は、RC 造同様、原則として、曲げ降伏が先行するように設計を行う。

また、曲げ降伏が先行する場合のせん断耐力については、RC 造に準じて、「告示」（平 19 国交告第 594 号第 4 第三号）により、部材応力を適切に割り増した設計応力を上回ることを確認する（保証設計）。

- (2) 柱・梁接合部は、接合部に取り付く柱及び梁の応力によって生じる接合部せん断応力に対して、余裕のある設計を行う。

7.2.2 梁貫通孔【基準 7.2(2) 関係】

梁貫通孔は、ヒンジ領域を考慮し、原則として、柱面から $1.5D$ 離れた範囲内の位置に設けてはならない。ただし、せん断スパン比に応じて、これより短いヒンジ領域を設定することとできることとするが、その場合であっても、 $1.0D$ 以上とする。なお、基礎梁及び壁付帯範囲については、ヒンジ領域が明確でないため特段の規定は設けないこととする。

また、孔径は梁せいの $1/3$ 以下かつ鉄骨せいの $1/2$ 以下とし、貫通孔の中心間隔は両孔径の平均の 3 倍以上とする。

なお、貫通孔の上下の位置は、梁せいの中央付近とすることが望ましく、特に、梁中央部下端については、梁下端より $D/3$ の範囲に設けてはならない。

境界梁等大きなせん断力を受ける部分には、原則として、設けないこととするが、やむを得ず設けなければならない場合には、設計用せん断力を割り増す等、適切な値を用いて補強設計を行う。

梁貫通孔の補強設計は、原則として、鉄骨部分と鉄筋コンクリート部分について、それぞれ別々に検討を行うこととし、鉄筋コンクリート部分については、6.2.2 梁貫通孔により、鉄骨部分については、8.2.3 梁貫通孔による。

なお、梁貫通孔補強に既製品を使用する場合には、第三者機関による評定や技術証明等を取得したものを使用し、その内容によることとする。

7.2.3 各部材への埋設配管等【基準 7.2(3) 関係】

壁、床版に配管等を埋設する場合は、6.2.3 各部材への埋設配管等による。

7.2.4 接合部での応力伝達【基準 7.2(5) 関係】

柱及び梁の鉄骨部分と鉄筋コンクリート部分のそれぞれの曲げ耐力の和は、応力伝達に支障をきたすことのないよう、「SRC 規準」により設計する。

第8章 鉄骨造

8.1 構造計算

S 造の構造計算は、法令及び「解説書」によるほか、「S 規準」、「鋼構造塑性設計指針」（日本建築学会）等を参考に適切に行う。

8.2 各部設計

8.2.1 部材のじん性等【基準 8.2(1) 関係】

- (1) 柱及び梁の部材種別が FD となるような設計は、原則として、行わない。
- (2) 合成梁とする場合は、「各種合成構造設計指針・同解説」（日本建築学会）等を参考に適切に設計する。
- (3) 比較的高層の建物に使用される圧縮ブレースの細長比は、 40 以下とすることが望ましい。

8.2.2 梁のねじりへの配慮【基準 8.2(2)関係】

梁に用いられる H 形鋼は、通常ねじり剛性が小さいので、ねじりモーメントが生じないよう構造計画を行うことが望ましい。例えば、プレキャスト版受けのように梁の途中から片持ち梁が出る場合は、梁に直接ねじりがかからないように片持ち梁を引き通し連続梁とする等の対策を講じる。

8.2.3 梁貫通孔【基準 8.2(3)関係】

梁貫通孔は、継手位置より仕口側に設けないこととし、孔径は梁せいの 1/2 以下、貫通孔の中心間隔は両方の孔径の平均値の 2 倍以上とする。また、貫通孔の上下の位置はできるだけ梁せいの中央付近に設けるものとする。

境界梁等大きなせん断力を受ける部分には、原則として、設けないこととする。やむを得ず設けなければならない場合には、設計用せん断力を割り増す等、適切な値を用いて補強設計を行う。

貫通孔の補強設計の基本的な考え方は、「S 規準」を参考に、原則として、有孔梁のせん断強度が無開口のせん断強度以上になるように補強設計を行う。ただし、メカニズム時の応力が明確な場合には、鉄骨梁貫通孔部分のウェブせん断強度が鉄骨梁の両端メカニズム時の応力を上回るよう設計する。

なお、梁貫通孔補強に既製品を使用する場合には、第三者機関による評定や技術証明等を取得したものを使用し、その内容によることとする。

8.2.4 床版への埋設配管等【基準 8.2(5)関係】

床版に配管等を埋設する場合は、6.2.3 各部材への埋設配管等による。

8.2.5 接合部の設計【基準 8.2(6)関係】

- (1) 接合部については、「鋼構造接合部設計指針」（日本建築学会）を参考に適切に設計する。
- (2) H 形鋼については「鉄骨構造標準接合部 H 形鋼編 (SCSS-H97)」（鉄骨構造標準接合部委員会）による継手を基本とする。

第 9 章 基礎構造

9.1 一般事項

（資料なし）

9.2 液状化等の検討

9.2.1 液状化判定及び液状化への対応【基準 9.2(1)関係】

- (1) 液状化判定を実施する場合の具体的な計算については、「建築基礎構造設計指針」（日

本建築学会）（以下「基礎構造指針」という。）による。

- (2) 液状化判定を実施する場合、地表面における設計用水平加速度は 2.0m/s^2 を用いて検討を行う。
- (3) 耐震安全性の分類がⅠ類及びⅡ類の建築物等の場合、地表面における設計用水平加速度は 3.5m/s^2 を用いて検討を行う。また、水平加速度を適宜割り増して液状化する限界加速度を求め、予測される液状化の程度を検討する。この場合、最大値で 4.0m/s^2 程度を目安と考えてよい。
- (4) 液状化の判定の結果、液状化の発生可能性がある場合は、「基礎構造指針」等を参考に、液状化の発生そのものを防止する対策、あるいは液状化の発生は許容するが被害を低減する対策を行い、上部構造へ及ぼす影響をできる限り少なくする。

また、付属工作物等の傾斜及びずれ、地下埋設物の沈下等、建築物外周部からの引込み埋設配管の破断や損傷の発生、土間コンクリートの傾斜・亀裂、建築物と外周地盤との沈下量の差による段差の発生等への対策を講じる。なお、災害応急対策活動に必要な施設では特に注意を要する。

9.3 直接基礎の設計

- (1) 直接基礎の設計は、法令及び「解説書」によるほか、「基礎構造指針」、「建築基礎設計のための地盤調査計画指針」（日本建築学会）等を参考に適切に行う。
- (2) 地盤凍結の影響を受ける可能性のある場合には、凍結深度より深い根入れ深さの確保、その下の地盤の凍上の防止等地盤凍結に対する有効な措置を講じる。

9.4 杭基礎の設計

9.4.1 杭基礎の鉛直荷重及び短期荷重の検討【基準 9.4(1) 関係】

杭の鉛直荷重及び短期荷重に対する設計は、法令及び「解説書」によるほか、「基礎構造指針」を参考に適切に行う。

9.4.2 大地震動時の検討【基準 9.4(2) 関係】

杭基礎の保有水平耐力の検討は、原則として、耐震安全性の分類がⅠ類及びⅡ類の建築物について行う。

- (1) 杭の保有水平耐力は、上部構造の必要保有水平耐力時において、杭に作用する圧縮力、引張力及び水平力を設定し、これらが終局強度を上回らないことを確認する。

なお、水平力は基礎スラブの根入れによる低減を許容応力度計算時と同様の方法により考慮してよい。

$${}_pQ_u \geq {}_pQ_{un} \quad (9.4)$$

${}_pQ_u$: 杭の保有水平耐力

${}_pQ_{un}$: 杭の必要保有水平耐力

$${}_pQ_{un} = Q_{un} \cdot \frac{{}_pQ_D}{Q_D} \quad (9.5)$$

Q_{un} : 杭の直上階の必要保有水平耐力

${}_pQ_D$: 杭の一次設計用せん断力

Q_D : 杭の直上階の一次設計用せん断力

杭の必要保有水平耐力は、原則として、上部構造の必要保有水平耐力以上となるよう設定する。ただし、上部構造の構造特性係数(Ds)が0.4より大きい場合で、SC杭、場所打ち鋼管コンクリート杭等のじん性を有する杭を使用した場合は、杭の必要保有水平耐力を上部構造の構造特性係数にして0.4相当まで低減してよい。

なお、1スパン又はこれに近い少数スパン構造の場合には、余裕のある設計を行う。

- (2) 杭のメカニズム時の耐力は、次の方法により求める。なお、詳細については、「建築耐震設計における保有耐力と変形性能（1990）」（日本建築学会）を参考にするとしてよい。

① 鉛直耐力

杭の鉛直耐力（圧縮）は、次のアからウまでのうち、いずれか小さい値とする。

ア 杭材の終局強度

イ 基礎スラブの終局強度

ウ 地盤より定まる杭基礎の終局鉛直支持力

杭の鉛直耐力（引抜き）は、次のアからエまでのうち、いずれか小さい値とする。

ア 杭体の終局引張強度

イ 杭頭接合部の終局引張強度

ウ 地盤による杭の終局引抜き抵抗

エ 杭に引抜き力が作用した場合の基礎スラブの強度

② 水平耐力

杭の保有水平耐力を検討する場合、上部構造と一体として扱うことが望ましいが、簡便法として、次に示すように杭のみで検討してもよい（杭頭が十分に回転拘束されている場合）。

ア 杭体に十分な変形性能が期待できない場合は、弾性支承上の梁としての計算法（弾性地盤反力法）によることができる。

イ 杭体が十分な変形性能を有する場合は、Bromsの計算法（極限地盤反力法の一つ）によることができる。

- (3) 軟弱地盤、軟らかい地盤と堅い地盤の互層、あるいは一部が液状化して、著しく地盤の剛性低下が生じる地盤で、地盤の強制変形を受ける可能性がある場合には、必要に応じて、建物・杭・地盤の連成振動解析、杭単体として地盤から受ける強制変形の影響を静的解析により評価する応答変位法等により、杭と地盤の相互作用を考慮する。

9.4.3 杭と基礎床版（基礎スラブ）との接合方法【基準 9.4(3)関係】

杭と基礎スラブとの接合方法については、「地震力に対する建築物の基礎の設計指針」（日本建築センター）を参考に適切に設計する。

支 出 伝 票

使途項目	要請・陳情活動 費
支 出 金 額	35,224 円
支出年月日	令和8年3月26日（木）
使 途 内 容	国への国土調査費の陳情
領収書・その他証拠書類	
☒ 裏面添付 陳情先、内容等は様式4 実施報告書を添付 ＜陳情にかかった経費＞ お土産代 4,232円 合計 36,202円 うち 政務活動費 35,224円 自己負担 978円	
支 出 先	公共交通機関、プランカ鳥羽本店
按 分 率 等	
備 考 欄	

研 修 視 察 旅 費 伝 票

報 告 者	尾崎 幹					
視 察 者 氏 名	尾崎 幹					
視 察 先	国土調査費の陳情（参議院議員会館）					
視 察 日	令和 8 年 3 月 26 日 ～ 8 年 3 月 26 日					
概 算 額	精 算 額		差 引 額			
31,970 円	31,970 円		0 円			
発 着	路 程	路 線	運 賃	特別急行 料金	日 当	宿泊料
鳥羽 ～ 名古屋	120.3 km	近鉄	2,070 円	1,340 円	2,000 円 × 1 日	12,000 円 × 夜
名古屋 ～ 東京	366 km	JR 往路・繁忙期	6,380 円	5,120 円		
東京 ～ 名古屋	366 km	JR 復路・繁忙期	6,380 円	5,120 円		
名古屋 ～ 鳥羽	120.3 km	近鉄	2,070 円	1,340 円		
～	km		円	円		
～	km		円	円		
～	km		円	円		
概 算 額			16,900	12,920	2,000	0
精 算 額			16,900	12,920	2,000	0
旅 費 合 計	31,970 円					

(鳥羽発着 150 円)

実 施 報 告 書

令和8年4月1日

鳥羽市議会議長 河村 孝 様

氏 名 尾崎 幹

下記のとおり、実施したので報告します。

行 事 名	国への国土調査費の陳情
日 時	令和8年3月26日（木） 13時00分～15時00分
場 所	参議院議員会館522号室
参加議員名	尾崎 幹
陳情等訪問先 または 参加者数	小島とも子参議院議員、
	国土交通省 政策統括官付 地理空間情報課 地籍整備室
	国土調査企画官 新倉 孝礼氏、同計画第一係長 正能 富士子氏
内 容 (目 的)	国の国土調査費が令和4年度から減っているため、予算請求をお願いに陳情した。
備 考	担当官は、実態調査をしますとのこと。 担当官は、20年以上前に鳥羽市の中心市街地全体のまわりについては国調は済んでいるとのこと、まちづくり交付金を出すときにまわりの調査は済んでいるとのことでした。 今後は調査して事業費を出すとのこと。

Blanca

0001-0001

会計日：2026/3/25

領 収 書

島羽市議会
尾崎 幹 様

領収金額

¥4,232-

(8%軽減対象 ¥4,232)
(内消費税等 ¥313)

上記正に領収いたしました

但 お菓子代として

島羽市本店

三重県島羽市

羽3-15-3

TEL: 0599-25-5999

登録番号: T00001007413

当者:

収書No: 000120260325142432019

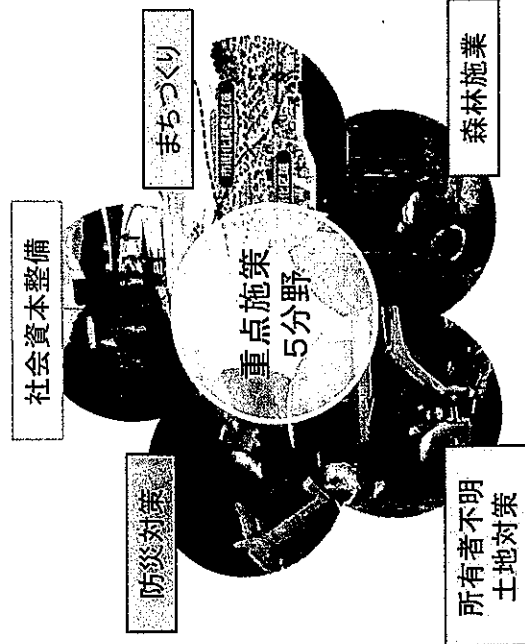
地籍調査費負担金等

R 8 年度当初予算額：10,356,000千円
R 7 年度補正予算額：4,358,000千円
合計：14,714,000千円

○ 災害後の迅速な復旧・復興、社会資本整備、土地取引の円滑化等のためにも重要である土地の境界等を明確にする地籍調査の推進のため、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年5月閣議決定）に基づく地籍調査を実施する。

第7次国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査の推進

・重点施策分野に関する事業実施予定地域等を対象として地籍調査を推進



■数値目標

計画事業量

・十箇年で 15,000km²

進捗率目標

・優先実施地域
当初 79%
→ 10年後 87%
・調査対象地域全体
当初 52%
→ 10年後 57%

・地籍調査費負担金【非公共】

原則、重点5分野に該当する地区について実施

(例：津波災害特別警戒区域などの災害レッドゾーンで事前復旧・復興に取り組みエリア、相続円滑化により所有者不明土地の未然防止に取り組みエリア、民間企業と連携した森林経営を通じて森林保全に取り組みエリア等)

・社会資本整備円滑化地籍整備事業【公共】

社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)における基幹事業の関連事業として実施

・社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助(円滑化補助)【公共】

実施の見通しのある社会資本整備(国直轄、地方単独事業等)と連携して実施

予算の効率的・効果的な執行

■予算配分の重点化

・予算の優先配分

社会資本整備事業の実施が予定される地域、防災上重要な地域(土砂災害特別警戒区域等の災害リスクエリア)および建築・都市DXと連携した地域への予算優先配分

・効率的な調査手法導入の原則化

林地において新規で調査を実施する場合、既存リモートセンシングデータ活用を原則化(R8年度～)

■新たな制度の導入・活用

・都市部の地籍調査の迅速化に向けた道路等と民地との境界を先行的に調査する街区境界調査の活用(R2年度～)
・所有者が不明な場合、筆界案の公告により調査を実施(R2年度～)
・通知に無反応な所有者等がいる場合に調査を進めることができる調査方法の新設(R6年度～)

■新技術の活用

リモートセンシングデータ(航空レーザ測量等)の活用及び適用区域の拡大



作成した筆界案を
集会所等で確認



航空機等による計測

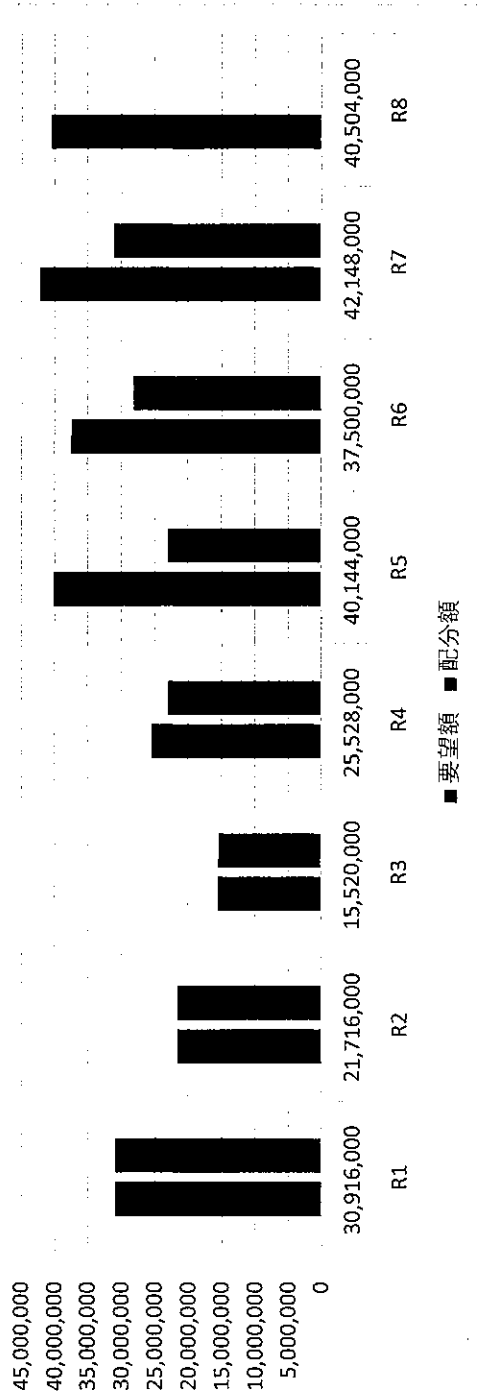
■関係部局との連携強化

・円滑化補助等について、活用事例の提供等により、地籍調査部局と事業実施部局との連携を促進し、社会資本整備と関連した地籍調査を推進
・民間事業者、地方公共団体等が作成する地籍調査以外の測量成果を地籍整備に活用できるよう支援

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
要望	30,916,000	21,716,000	15,520,000	25,528,000	40,144,000	37,500,000	42,148,000	40,504,000
実績	30,916,000	21,716,000	15,520,000	22,976,000	23,086,000	28,216,000	31,076,000	
充当率	100%	100%	100%	90%	58%	75%	74%	
3月補正額	0	0	0	(2,552,000)	(17,058,000)	(9,284,000)	(11,072,000)	
うち県費	0	0	0	(1,914,000)	(12,793,500)	(6,963,000)	(8,304,000)	

←R8.2.18要望額上限照会
40,504,000 × 100% = 40,504,000

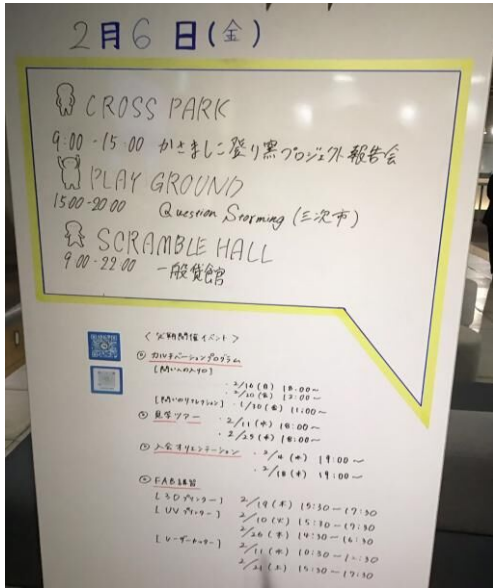
地籍調査事業費



予算科目	款	7	土木費	項	1	土木管理費	目	2	国土調査費	大 事 業 名	1	地籍調査事業
中事業名	【継続】	地籍調査事業						担当課	建設課	187 ページ		
								まちの姿	人と自然が調和した環境にやさしいまち			
予算額	48,508 千円	国庫	0 千円		地方債	0 千円		その他	69 千円			
		県	30,378 千円		繰入金	0 千円		一般財源	18,061 千円			
国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積の測量を行い、地籍図及び地籍簿の作成を行います。												
令和 8 年度計画面積												
一筆地調査、測量			岩倉 1－4 地区			0.22km2						
測量成果の閲覧			岩倉 1－3 地区			0.31km2						
【主な経費】												
設計測量等委託料												
地籍調査測量業務						33,242千円 (R7 35,618千円)						
委託料												
境界伐開業務						861千円 (R7 1,575千円)						
【主な財源】												
地籍調査負担金						30,378千円						

予算科目	款	7	土木費	項	2	道路橋りょう費	目	1	道路維持費	大 事 業 名	1	道路橋りょう給与等管理費
中事業名	【継続】	道路維持管理経費						担当課	建設課	189 ページ		
								まちの姿	人と自然が調和した環境にやさしいまち			
予算額	39,099 千円	国庫	0 千円		地方債	0 千円		その他	13,043 千円			
		県	0 千円		繰入金	7,177 千円		一般財源	18,879 千円			
道路作業等に従事する会計年度任用職員を 2 名増員し 4 名体制とすることで、直営での応急対応をより迅速にできる体制構築のための人件費を計上します。												
【主な経費】												
会計年度任用職員報酬（4 人分）						10,121千円 (R7 4,892千円)						
【主な財源】												
観光まちづくり基金繰入金						7,177千円						
道路溝渠占用料						12,541千円						
法定外公共物占用料						430千円						

令和8年2月5日(木)～6日(金)
東京ビッグサイト(防災関連商品新作展示会)・渋谷キューズ



令和8年2月16日(月)～17日(火)
愛知県愛西市・静岡県伊豆市



令和8年3月26日(木)
国への陳情活動

